

直轄地すべり対策事業 ささがみねにき 笹ヶ峰二期地区

事業の概要

本事業は、新潟県南西部の妙高市に位置する妙高山の南麓の標高 1,200m 余りの山間地で一級河川 関川の最上流に当たる笹ヶ峰ダム周辺の地すべり防止区域において、地すべり被害を未然に防止し、農業水利施設を守り、農業用水の安定供給を図るとともに、国土の保全に資するため、地すべり防止施設の設置等を行うものである。

事業の目的・必要性

笹ヶ峰ダムを水源とする関川用水地区では、水稻を中心に水田の畑利用による大豆やえだまめ等の野菜の生産が行われており、産地収益力の向上に資するため地方公共団体等が推進する伝統野菜や減農薬による水稻の認証制度によりブランド化を図る取組が展開されている。

これまで、前歴の直轄地すべり対策事業「笹ヶ峰地区」（H2～H17）で設置した地すべり防止施設を、事業完了後も継続的に監視されてきた。その結果、対策を実施した地すべりブロックの一部で、融雪時等の地下水位上昇により大規模な地すべり土塊の滑動の兆候が確認され、地すべり災害の危険性が増している。大規模地すべりが発生した場合、ダム貯水池の安全管理に甚大な影響を及ぼすとともに、農業用水の安定供給に支障を来すおそれがある。

このため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を対象とした大規模かつ高度な技術を要する地すべり対策を行い、その被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給を図り、もって国土の保全に資するものである。

事業の効率性

- ・ 総費用総便益比の算定

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	①＝②＋③	7,242百万円	
当該事業による費用	②	6,201百万円	当該事業費9,200百万円
その他費用	③	1,041百万円	
評価期間（当該事業の工事期間＋50年）	④	65年	工事期間 令和3～17年度
総便益額(現在価値化)	⑤	8,311百万円	
総費用総便益比	⑥＝⑤÷①	1.14	

（注1）総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費等である。

（注2）百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

（注3）数値は現時点での暫定値である。

・年効果額（便益額）

本事業の実施により、地すべり防止施設の機能が維持向上されることによって、事業を実施しなかった場合と比較して、年間 417 百万円相当の事業効果が見込まれ、農業経営の安定が図られる。

応急対策費軽減効果	414 百万円
機能低下被害軽減効果	4 百万円
計	417 百万円

（注）百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

日程・手続

令和 2 年 9 月から、地すべり等防止法第 9 条に基づく地すべり防止工事基本計画書「笹ヶ峰地区」の変更手続が開始され、令和 3 年 3 月に、地すべり等防止法第 10 条に基づき着手に関する官報告示が行われる予定。

事業に対する決議（要望）

平成 30 年 5 月に妙高市から、同年 6 月に新潟県から全体実施設計の着手と併せて、早期の事業着手について要望が出されている。

令和 3 年度の着手要望書について、令和 2 年 7 月に「国営土地改良事業関川用水地区推進協議会」から北陸農政局へ提出された。

その他

・事業推進体制

平成 31 年 4 月に国営関川用水農業水利事業に係る「国営土地改良事業関川用水地区推進協議会」の規約を変更し、直轄地すべり事業を加え、事業を推進。（構成：妙高市、上越市、関川地区土地改良区連合、関川水系土地改良区、和田土地改良区、水上土地改良区、JA えちご上越）

・維持管理体制

地すべり等防止法による法定受託事務として、新潟県が管理を行う。

・営農支援体制

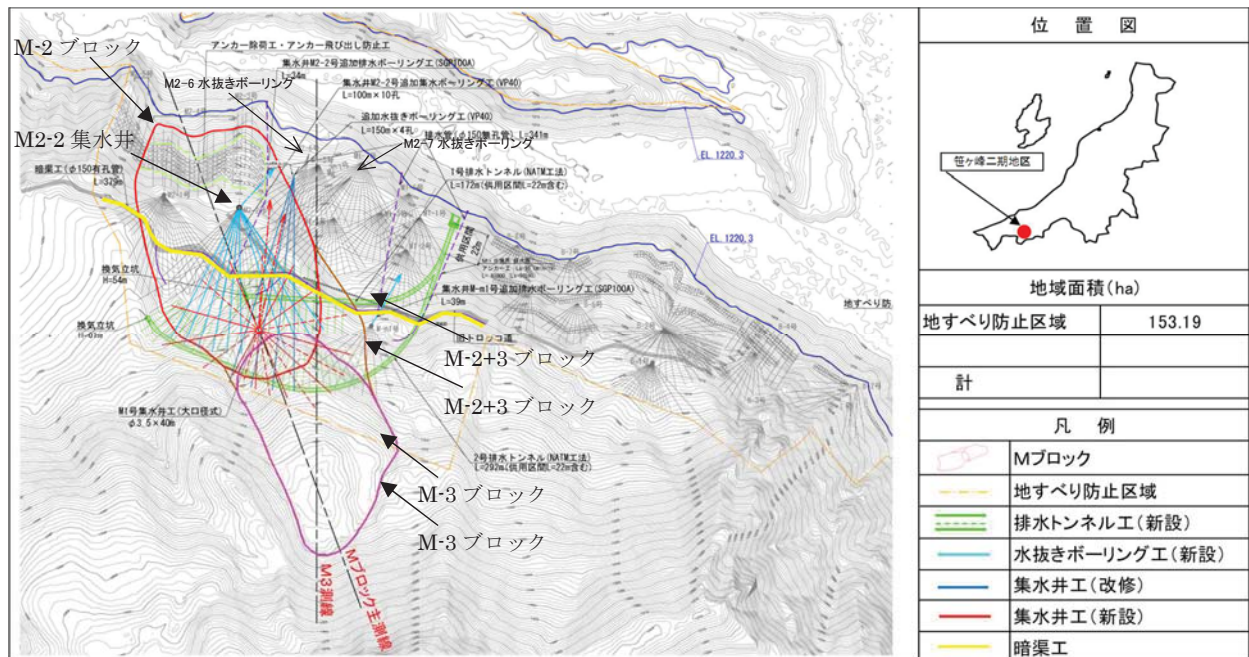
地域では「妙高産米」や「上越野菜」の生産が振興されており、農業水利施設の整備・管理を行う国営関川用水農業水利事業所及び関川水系土地改良区においても地域の営農団体と協働し、笹ヶ峰ダムを水源とするかんがい用水を利用した振興作物の営農推進を支援することを検討している。

評価担当部局

農村振興局整備部防災課

概要図

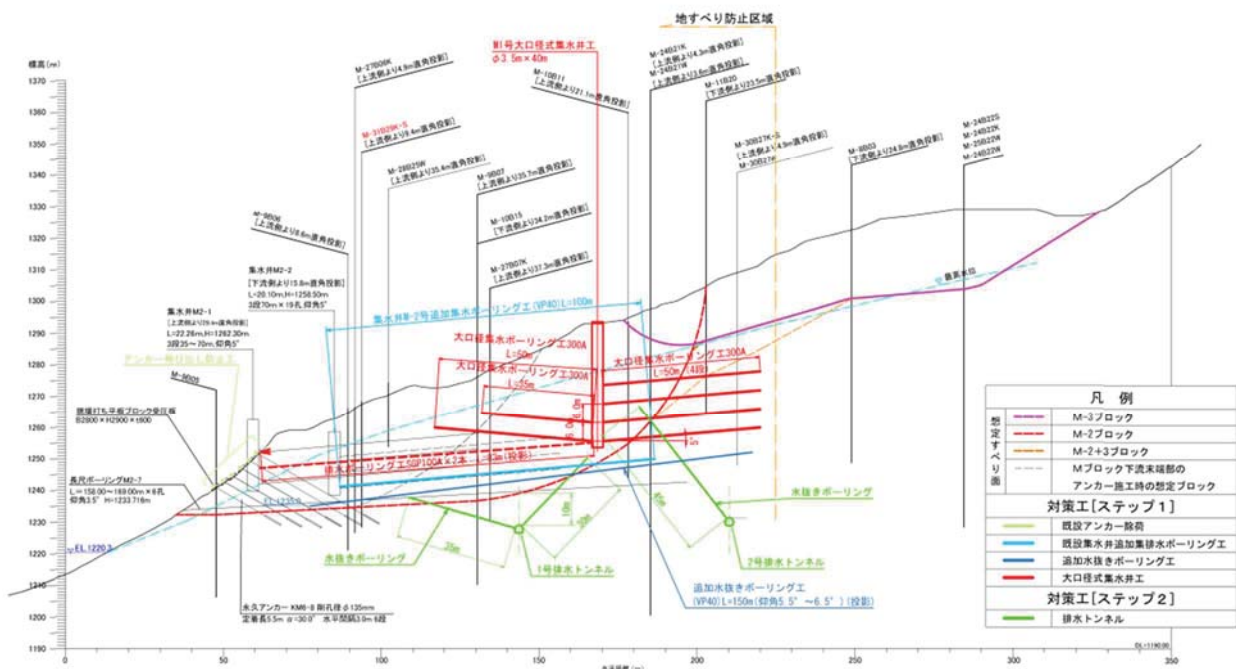
1. 地すべり地域	153.19ha		
2. 関係戸数	—		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	暗渠工	一式	95百万円
	水抜きボーリング (改修・新設)	一式	440百万円
	集水井工 (改修・新設)	一式	1,877百万円
4. 国営総事業費	排水トンネル工 (新設)	442m	6,788百万円
	9,200百万円		



笹ヶ峰二期地区 対策工断面図

S=1:1000 (A3)

Mブロック主側線断面



令和３年度新規地区採択チェックリスト

(４) 直轄地すべり対策事業

(局名：北陸農政局) (地区名：笹ヶ峰二期)

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び民生の安定に資するため、当該事業を必要とすること。	○
２．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	○
３．事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業による効果が十分見込まれること。	○
４．地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・地すべり等防止法及び事業実施要綱等に規定されている要件を満たすこと。	○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

令和３年度新規地区採択チェックリスト

(４) 直轄地すべり対策事業

(局名：北陸農政局) (地区名：^{ささがみねにき}笹ヶ峰二期)

２．優先配慮事項

【効率性・有効性】

評 価 項 目			評 価 指 標	単位	評価 結果	評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	○ ○	A
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	保全対象面積のうち農地面積	ha/地区	5,832	A
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	事業費に対する農業効果(農地、農業用施設、農作物の被害軽減)の割合	%	111.3	A
	農村の振興	農村の生活環境の整備	事業費に対する農業外効果(一般公共施設等、山林・林道、家屋等の被害軽減)の割合	%	3.4	B
			保全対象となる人家戸数	戸/地区	0	B
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	多面的機能支払交付金等の取組	—	A	A
		国土の保全	①環境保全に関するアンケートの実施 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題についての話し合い等の実施	—	— —	—

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮	—	a	A
			②地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組		—	
			③維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況		a	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮	—	a	A
			②地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組		—	
			③維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況		a	
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性	—	a	A
			②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性		a	
			③地域における開発計画と本事業との整合性		a	
	関係機関との協議		着工前に重要な協議(予備)の状況	—	A	A
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出	—	—	—
			②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解		—	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況	—	a	A
			②事業実施に対する関係市町村長の同意状況		a	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている	—	a	A
			②事業推進協議会から着工要望の提出の有無		a	
	維持管理体制		①予定管理者の合意	—	a	A
			②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意		a	

評 価 項 目			評 価 指 標	単位	評価 結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の 実施環 境等	緊急性	地すべりの兆 候	①農地や傾斜地の法面の変状 ②道路や家屋等の構造物の変状 ③地表移動量調査による累積変位 ④地中移動量調査による累積変位	—	× ○ ○ ○	A
		被害の発生履 歴	過去の地すべり被害の発生履歴	—	—	—
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定 ②人家、災害弱者関連施設等が存在 ③災害発生時の地域社会への影響	—	○ × ○	B
	ストック効果の最大化		ストック効果の最大化に向けた事業の効 率性・有効性等の確保	%	75.0	B